

いじめ問題対応の心得

下記の事項に留意し、取組の徹底を図りましょう。

- 1 いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを、教職員が十分認識し、保護者等からの訴えにも謙虚に耳を傾けるなど、危機感を持って対応していくこと。
- 2 自校のいじめの認知件数の多寡を気にかけるよりも、できる限り早期に認知し、いかに適切な解決策を講じていけるかが重要であることから、そのための指導体制が機能するものとなっているか点検・整備すること。
- 3 いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、適切なメンバーでのチームを構成し、事実関係の把握から関係児童生徒への指導・支援に至るまで、組織的に対応すること。また、個人情報には十分配慮しつつ、関係保護者との協力体制と信頼関係の確立に努めること。
- 4 いじめは、「見えにくくなる」「再発する」といったこの問題の特質を教職員が十分認識し、解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、定期的に関係児童生徒の生活実態の把握に努めること。
- 5 小学6年生から中学1年生にかけて、いじめの認知件数が急増する、いわゆる「中一ギャップ」への対策として、「小学校における、児童の社会性の育成等のいじめの未然防止につながる指導の充実」「小中学校間の緊密な連携」「中学校における、個々の生徒に目を向けた相談体制や指導・支援体制の充実」に努めること。
- 6 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等の情報を、家庭や地域、関係諸機関等へ積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解を得るよう努めること。